

諸報告資料

(平成28年門真市教育委員会第5回定例会)

門真市教育委員会

	学校名	研究種別	研究主題（要旨）	指定期間	公開日
1	沖小学校	人権教育 学力向上	○自尊心を高め、自ら学ぶ力を育てる ～自尊心が高まれば学力が上がる、学力が上がれば自尊心が高まる～ (全ての授業において子どもたちが個性や違いを相互に認め合い、いじめや偏見、差別を許さず、つながりあって学びを高めていくことによって豊かな人間関係を築き、思考力・判断力・表現力を身に付ける。)	H26～28	2/22 (水)
2	速見小学校	学力向上 生徒指導	○豊かな言語活動を通じた授業改善と集団づくり 「よりよく生きていく力」～言葉の力でつながる～ (小・中連携を視野に入れた質の高い授業実践を通して、6年間の国語科説明文教材の系統的な指導、規範意識や学習規律の定着、自己肯定感の高揚を図り、児童の学びへの姿勢や意欲を変える。)	H26～28	11/22 (火)
3	第三中学校	学力向上 キャリア教育	○意欲をもって学校生活に取り組む生徒の育成 ・わかる授業の展開・自尊心の向上・将来への展望の獲得 (心の教育、集団づくりの推進により安心して学べる学校づくりを進める。個々の生徒に将来の展望を持たせることにより、夢の実現に向けて意欲を持って学習に取り組む生徒を育てる。)	H26～28	11/15 (火)
4	五月田小学校	学力向上	○わかる楽しさ、学び合う喜び ー基礎・基本の学力をつける授業をめざしてー (国語科の説明文を通して読みを深め、活用することで言語能力の向上を図る。「書くこと」を前提に子どもの読み取る力を伸ばし、活用する授業づくりを研究する。活発な読書活動を通して、読み取る力をつける。)	H27～29	
5	第七中学校	学力向上	○キャリア教育をととした小中一貫教育における学力向上 (キャリア教育をととして、学習意欲を向上をめざすとともに、9年間を見通したカリキュラムのなか、七中校区のめざす子ども像の具現化を図る。)	H27～29	12/9 (金)
6	門真はすはな 中学校	学力向上 キャリア教育	○「ベクトルをそろえる」「学校力と授業力の向上をめざす」を基本に「ベクトルをそろえる Vol. II」・キャリア教育の推進・授業力の向上・授業評価の効果的活用・開発的生徒指導の研究と推進 (個々の授業力の向上への新たな視点と肯定的評価や生徒主体の行事、生徒会活動の充実)	H27～29	1/18 (水)
7 (新規)	大和田小学校	学力向上	○高め合い、粘り強く追究する個の育成をめざして ～かかわりの質を高める授業研究～ (研究主題への取組を軸に、人間関係形成力、コミュニケーション力、言語活動の研究を更に深め、「生活につながる授業を」を合言葉に、国語科を軸に学校全体での授業改善を図る。)	H28～30	
8 (新規)	北巢本小学校	学力向上	○北巢本版授業スタンダードの各教科等での実践による授業改善 (授業スタンダードの各教科等への展開と、「学び合い」による授業改善を図り、真の学力定着をめざす。)	H28～30	
9 (新規)	東小学校	学力向上	○「子どもが主体的に学ぶ授業」 ～教科を通じて、子どもの問題解決力を育む授業研究～ (反復学習からの転換を図り、「既習事項を活かし、新しい課題にむかうことで解決できる」といった達成感を感じるこのことのできる、6年間を系統立てた授業研究に取り組む。)	H28～30	

児童家庭相談件数

(1) 児童相談種別対応件数

項目		年度	27
養護相談	児童虐待相談(★)		786
	その他の相談		72
保健相談			3
障害相談	肢体不自由相談		0
	視聴覚障害相談		0
	言語発達障害等相談		3
	重症心身障害相談		0
	知的障害相談		12
	発達障害相談		24
非行相談	ぐ犯行為相談		3
	触法行為等相談		1
育成相談	性格行動相談		30
	不登校相談		24
	適正相談		2
	育児・しつけ相談		22
その他の相談			64
計			1046
再掲	児童虐待通告		264
	いじめ相談		0
	児童売春等被害相談		0

(2) 児童相談種類別受付数

項目		年齢(歳)					計
		0歳～ 2歳	3歳～ 6歳	7歳～ 12歳	13歳～ 15歳	16歳～ 18歳	
養護相談	児童虐待相談	171	202	251	109	53	786
	その他の相談	18	8	17	10	19	72
保健相談		2	1	0	0	0	3
障害相談	肢体不自由相談	0	0	0	0	0	0
	視聴覚障害相談	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害等相談	0	2	1	0	0	3
	重症心身障害相談	0	0	0	0	0	0
	知的障害相談	0	1	5	3	3	12
	発達障害相談	0	0	16	6	2	24
非行相談	ぐ犯行為相談	0	0	0	2	1	3
	触法行為等相談	0	0	0	1	0	1
育成相談	性格行動相談	1	3	14	8	4	30
	不登校相談	0	0	4	8	12	24
	適正相談	0	0	0	1	1	2
	育児・しつけ相談	7	8	2	4	1	22
その他の相談		10	5	24	12	13	64
計		209	230	334	164	109	1046
再掲	児童虐待通告	51	96	87	25	5	264
	いじめ相談	0	0	0	0	0	0
	児童売春等被害相談	0	0	0	0	0	0

養護相談 児童虐待相談 (★)

(1) 虐待相談の主な虐待者

	実 父	実父以外の 父 親	実 母	実母以外の 母 親	その他	計
相談件数	119	19	629	2	17	786

(2) 被虐待児の年齢・相談種別

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計
0～3歳未満	30	0	28	127	185
3～学齢前児童	40	0	21	96	157
小学生	64	0	56	143	263
中学生	23	2	17	68	110
高校生	4	0	6	61	71
計	161	2	128	495	786

門真市立総合体育館利用料金に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、門真市立総合体育館条例（平成28年門真市条例第6号。以下「条例」という。）第14条第1項の利用料金（以下「利用料金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(利用料金の納付の特例)

第2条 条例第14条第2項ただし書の指定管理者（条例第2条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が特別な理由があると認めるときとは、次に掲げるときとする。

(1) 予約システム（門真市立総合体育館条例施行規則（平成28年門真市教育委員会規則第10号。以下「総合体育館規則」という。）第5条第1項に規定する予約システムをいう。）による申請をして利用許可を受けた登録者（総合体育館規則第4条第1項に規定する登録者をいう。）が次に掲げる方法により利用料金（駐車場の利用料金を除く。）を納付するとき。

ア 口座振替による方法

イ 利用の開始前に納付する方法

(2) 駐車場の利用者が、車両を出場させる際に駐車場の利用料金を納付するとき。

(利用料金の還付の基準)

第3条 条例第14条第4項ただし書の規則で定める基準は、次の表に定めるとおりとする。

区分	還付額
利用者（総合体育館規則第8条第2項に規定する利用者をいう。以下同じ。）が利用予定日10日前までに利用の辞退をした場合	既納の利用料金に相当する額
利用者が利用予定日の前日までに利用の辞退をした場合	既納の利用料金の5割に相当する額
災害その他利用者の責めによらない理由	既納の利用料金に相当する額

により、利用できなくなった場合	
指定管理者が特に必要があると認めた場合	指定管理者が必要と認める額

2 利用料金の還付を受けようとする者は、利用予定日の属する月の翌月の10日以降に門真市立総合体育館利用料金還付申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の減免の基準）

第4条 指定管理者は、徴収すべき利用料金（駐車場の利用料金を除く。以下この条において同じ。）について、条例第14条第5項の規定により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を減額し、又は免除することができる。

(1) 次のいずれかに該当する場合 利用料金に相当する額

ア 本市又は門真市教育委員会（以下「委員会」という。）が主催し、又は共催する行事のため利用する場合

イ 主に障害者で構成される団体が利用する場合

ウ その他指定管理者が特に必要と認めた場合

(2) 次のいずれかに該当する場合 利用料金の5割に相当する額

ア 主に中学生以下の者で構成される団体が利用する場合

イ 主に65歳以上の高齢者で構成される団体が利用する場合

ウ 本市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者で、障害者、中学生以下の者又は65歳以上の高齢者が個人で利用する場合

エ その他指定管理者が特に必要と認めた場合

(3) 次のいずれかに該当する場合 利用料金の3割に相当する額

ア 社会教育関係団体が主催する行事のため利用する場合

イ 地域で活動する団体が主催する行事のため利用する場合

ウ その他指定管理者が特に必要と認めた場合

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ門真市立総合体育館利用料金減免申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、前項第1号ア及び同項第2号ウの場合にあっては、これを省略することができる。

（細目）

第5条 この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(委員会による管理の特例に係る手続の準用)

2 第2条から第4条までの規定は、条例附則第3項の規定により委員会が総合体育館の管理業務を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	指定管理者(条例第2条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)	市長
第3条、第4条	指定管理者	市長

様式第1号 (第3条関係)

門真市立総合体育館利用料金還付申請書

年 月 日

許可権者 (氏 名) 様

住 所

申請者 氏 名

㊟

電 話 ()

門真市立総合体育館利用料金に関する規則第3条第2項の規定に基づき、次の理由により利用料金の還付を受けたいので、申請します。

記

還付の理由			
	既納利用料金	利用料金	還付額
※還付請求額	円	円	円

注意

- 1 門真市立総合体育館利用許可書又は利用変更許可書を添付してください。
- 2 ※印の箇所は記入しないでください。

様式第2号 (第4条関係)

門真市立総合体育館利用料金減免申請書

年 月 日

許可権者 (氏 名) 様

住 所

申請者 氏 名

印

電 話 ()

門真市立総合体育館利用料金に関する規則第4条第2項の規定に基づき、次の理由により利用料金の減額又は免除を受けたいので、申請します。

記

利 用 年 月 日	年 月 日
利 用 時 間	<input type="checkbox"/> 午前 時 分から <input type="checkbox"/> 午前 時 分まで <input type="checkbox"/> 午後
利 用 団 体 名	
減額又は免除を受けたい理由	

添付書類 門真市立総合体育館利用許可書又は利用変更許可書